

高齢者介護予防支援バス運行事業運営要綱

1 目的

高齢者が広く地域社会と交流を図り、生きがいを高めるためにレクリエーション活動や研修などを通じて自らの介護予防に資することを目的に、バス運行を行う。

2 利用の範囲

- (1) 高齢者介護予防支援バス（以下、「介護予防支援バス」という。）を利用することができる者は、市内に住所を有する者で組織する10人以上の高齢者団体とする。
- (2) 利用することができる者は、60歳以上の者とする。
- (3) 宗教、政治、営利を目的とした団体やこれらの活動を行なう場合は対象外とする。

3 運行範囲及び運行時間等

(1) 運行範囲

- (ア) 原則として県内とする。ただし、県境周辺も運行範囲とする。
- (イ) 近隣の県外地域については、本市から概ね片道75km以内で、運行時間内での移動可能な範囲とする。

(2) 運行時間

- (ア) 午前9時から午後4時までとする。ただし、交通渋滞等により運行時間を延長する必要がある場合は、この限りでない。
- (イ) 日帰りとする。

(3) 運休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日及び1月3日並びに12月29日から12月31日までは、原則として介護予防支援バスは運行しないものとする。ただし、災害時における運行等鳥取市社会福祉協議会会長（以下「社協会長」という。）が必要と認める場合は、この限りでない。

4 利用料等

介護予防支援バスの利用料は、無料とする。ただし、有料道路料金、駐車場料金等の必要実費は利用者が負担するものとする。

5 利用申込等

(1) 利用申込

介護予防支援バスを利用しようとする団体は、利用しようとする日の1ヶ月前までに「利用申込書」（様式1）に乗車名簿を添付して、鳥取市

社会福祉協議会に申込みものとする。

(2) 利用の承認

社協会長は、利用申込書を受付け、事業活動計画が適正と認めたときは「決定通知書」(様式2)により申込団体に通知するものとする。

(3) 実施報告

高齢者福祉バスを利用した場合は、利用した日の翌日から10日以内に「実施報告書」(様式3)を提出するものとする。

6 その他

その他事業実施に必要なことは別に定める。

附則

この要領は、平成16年4月1日から施行し、昭和57年4月1日制定の高齢者福祉バス「ことぶき」運営要領は廃止する。

附則

この要領は、平成16年11月1日から施行し、平成16年4月1日制定の高齢者福祉バス「ことぶき」及び「公共交通機関等」を利用する高齢者団体の研修等運営並びに助成に関する要領は廃止する。

附則

この要領は、平成19年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成19年7月1日制定の高齢者福祉バス運行事業運営要領は廃止する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成26年4月1日制定の高齢者福祉バス運行事業運営要綱は廃止する。